

国の認知症施策推進基本計画 および県の認知症施策推進計画 策定について

令和 7 年 3 月 1 1 日

三重県医療保健部
長寿介護課

目次

スライドNo.

- ・認知症施策推進基本計画(前文) 3~9
- ・第1期基本計画中に達成すべき重点目標等.....10~15
- ・三重県認知症施策推進計画策定について..... 16~18

(別添)

・参考資料2

認知症施策推進基本計画 (令和6年12月策定)

認知症施策推進基本計画(前文)

(5つの項目)

- ◆ 誰もが認知症になり得る/自分ごととして考える時代へ
- ◆ 基本法に基づく認知症施策の新たな展開、共生社会の実現
- ◆ 「新しい認知症観」に立つ
- ◆ 認知症の人と家族等が参画し、ともに施策を立案、実施、評価する
- ◆ 認知症の人の地域生活継続のために、多様な主体が連携・協働する



認知症施策推進基本計画(前文)

(誰もが認知症になり得る/自分ごととして考える時代へ)

●高齢化に伴い、認知症の人の数は増加(全国)

・令和4(2022)年の認知症高齢者数は約443万人、軽度認知障害の高齢者数約559万人と推計され高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備軍といえる。

●認知症高齢者の将来推計(全国)

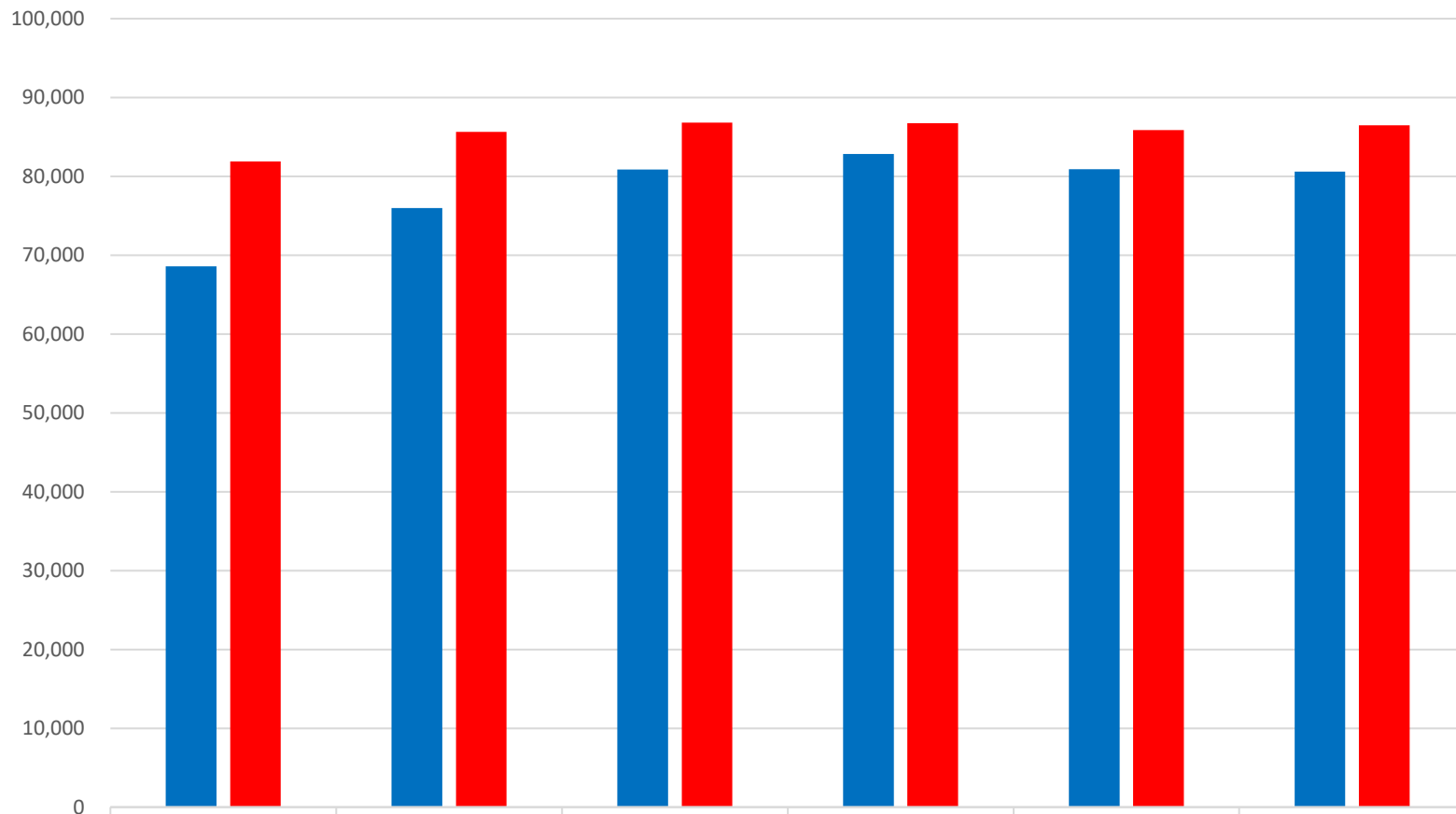
・令和22(2040)年には、全国で約1,200万人(認知症 約584万人、軽度認知障害 約613万人)となり、高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれる。

・また、令和4(2022)年の若年性認知症の人の数は約3.6万人、18~64歳人口10万人当たり約50.9人と推計されている。

●認知症高齢者の将来推計(三重県)

・三重県の認知症高齢者数の推計は、令和22(2040)年には認知症約8.3万人(65歳以上の6.7人に1人)となると見込まれる。(次頁参照)

(参考) 認知症高齢者の将来推計(三重県)



■ 認知症患者数

■ MCI患者数

■ 認知症患者数 ■ MCI患者数

※有病率が上昇すると仮定した場合の推計

令和6年5月8日認知症施策推進関係者会議資料を参考に計算

(誰もが認知症になり得る/自分ごととして考える時代へ)

●根強く残る誤解や偏見

- ・認知症になると何もわからなくなり、できなくなるという考え方が、現在も根強く残っており、認知症になることを受け入れることが難しい状況がある。
- ・また、認知症の人が社会的に孤立する、又は認知症の人の意思が十分に尊重されない状況がいまだにみられる。

●考える時代

- ・国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうするべきか、考える時代が来ている。

認知症施策推進基本計画(前文)

● (基本法に基づく認知症施策の新たな展開、共生社会の実現)

・認知症基本法第1条において認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進する。

● (「新しい認知症観」に立つ)

・ここで示された「新しい認知症観」とは

→認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方である。

・認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を作り上げていく必要がある。

認知症施策推進基本計画(前文)

● (認知症の人と家族等が参画し、ともに施策を立案、実施、評価する)

・基本法第3条の基本理念は「認知症の人」を主語に記されている。

(基本理念)

第3条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

・認知症の人と家族等が、行政や地域の多様な主体とともに、認知症施策の立案、実施、評価を行うことを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにするための施策を推進する。

● (認知症の人の地域生活継続のために、多様な主体が連携・協働する)

・認知症の人や家族等が地域生活を営むあらゆる場面で、認知症施策を推進し、これを社会全体で取り組んでいくことが重要である。

認知症施策推進基本計画

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 認知症の人に事業者が適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインの改定）
- 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修のあり方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関又は関係団体等と連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

「第1期認知症施策推進基本計画」中に 達成すべき重点目標等

(重点目標の基本的な考え方)

- ◆国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること
- ◆認知症の人の生活において、その意思等が尊重されていること
- ◆認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- ◆国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること



認知症施策の重点目標1

国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none">・地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援する地方公共団体の数・認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	<ul style="list-style-type: none">・認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数・認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	<ul style="list-style-type: none">・認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度・国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況

認知症施策の重点目標2

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none">・ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数・行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数・医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施した地方公共団体の数とその参加者数	<ul style="list-style-type: none">・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	<ul style="list-style-type: none">・地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考える認知症の人及び国民の割合

認知症施策の重点目標3

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら
地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標

- ・部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数
- ・認知症の人と家族等が参画した認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標(KPI)を設定している地方公共団体の数
- ・医療・介護従事者に対して実施した認知症対応力向上研修の受講者数

アウトプット指標

- ・就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数
- ・認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数
- ・製品・サービスの開発に参画した認知症の人と家族等の人数
- ・基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数
- ・認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数

アウトカム指標

- ・自分の想いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合
- ・地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合
- ・認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合
- ・認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考える認知症の人の割合

認知症施策の重点目標4

国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・国が支援・実施する、認知症の人と家族等の当事者の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	・国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	・国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

関連指標の基本的な考え方

関連指標は以下のような段階を設けて設定する

- ①プロセス指標：認知症施策の立案・実施・評価等におけるプロセスを把握する指標
- ②アウトプット指標：重点目標に資する認知症施策の実施状況等を把握する指標
- ③アウトカム指標：認知症の人や家族等、国民の認識を確認することによって、共生社会の実現状況を把握する指標

※アウトカム指標については、認知症施策の効果が認識の変化に表れるまでには長期間を要することから、アウトカム指標だけではなく、相対的に短期的な観察指標となるプロセス指標とアウトプット指標によって効果を評価する。

2 令和7年度の三重県の取組予定 三重県認知症施策推進計画策定について

令和6年1月

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行

(目的)

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

令和6年12月

国において、認知症施策推進基本計画 策定

- ・認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。
基本的な方向性、基本的施策、第1期基本計画中に達成すべき重点目標等が示された。
- ・都道府県・市町村の計画策定は、国の計画を踏まえて策定。(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)

令和7年度の三重県の取組予定

(1) 主な新規事業 三重県認知症施策推進計画策定について 三重県認知症施策推進計画策定に向けた今後のスケジュール

令和7年 8月	三重県認知症施策推進会議
9月	三重県高齢者福祉専門分科会
10月	常任委員会(骨子案) * 認知症施策推進会議委員に意見聴取
11月	三重県高齢者福祉専門分科会
12月	常任委員会(中間案) * 認知症施策推進会議委員に意見聴取
	パブリックコメントの実施
令和8年1月~2月	三重県高齢者福祉専門分科会
3月	常任委員会(最終案)

認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信することができるよう、認知症本人大使を任命し、活動を支援します。

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進します。

その上で、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、県民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めることを目標として取り組みます。

認知症の人本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

国資料

- 国において、7名の「希望大使」(令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん)を任命
- 都道府県において、令和2年度以降、25都道府県、80名の地域版の希望大使を任命(令和6年12月末現在)



※オレンジ色は、地域版希望大使を任命しているところ
(このほか、検討中もあり)

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信